

## 安全の確保に関する中間取りまとめ

平成17年1月13日  
原子力委員会新計画策定会議

### 1. 新計画において示す安全の確保に関する施策の位置づけ

原子力基本法は、第2条で原子力の研究、開発及び利用の基本方針を「平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」としている。また、第5条では、原子力委員会の任務を「原子力の研究、開発及び利用に関する事項(安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く。)について企画し、審議し、及び決定する。」とし、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定するのは原子力安全委員会の任務としている。

したがって、原子力委員会は、新計画において原子力の研究、開発及び利用のすべての分野における安全の確保の重要性を指摘し、この観点から国と原子力事業者(原子力施設を設置し、利用する者。以下、事業者という。)が今後これに関して行うべき活動の基本的考え方を示すこととする。その際、規制の政策に関することについて例示することもあるが、これは、この基本的考え方をわかりやすく示すために行うものであり、規制に関する政策の評価や決定を意味するものではない。

また、原子力施設の安全確保のためには、原子力施設が国民の健康や社会環境に及ぼす潜在的危険性(リスク)のうち、主として設備の故障や誤操作に起因するリスクを低く抑制する安全対策と、主として悪意をもった妨害破壊行為に起因するリスクを低く抑制する防護対策とがある。これらのうち、安全対策には安全規制による事故・故障対策と防災施策による原子力災害対策がある。また、防護対策には妨害破壊行為等に対応する核物質防護対策と武力攻撃等に対応する有事対策がある。以下において安全の確保というときには、こうした内容があることを念頭においている。

### 2. 安全の確保に係る取組の現状

#### (1) 原子力安全委員会及び原子力委員会

我が国において原子力活動は国の規制対象となっている。この規制行政を行う原子力安全規制体制としては、原子力の安全確保をより確実なものとするため、原子力事業者に対して直接規制を行う行政庁(規制行政庁:経済産業省、文部科学省など)と、それらの規制活動を監視・監査する原子力安全委員会からなる体制がとられている。例えば、発電用原子炉を新增設又は改造する場合、設計段階において、原子炉等規制法に基づき、経済産業省による審査が行われる。さらに、その審査に関して経済産業大臣が原子力安全委員会委員長に対し諮問を行い、原子力安全委員会が同法に基づき独自の立場から審査し、原子力安全委員会委員長が経済産業大臣にその結果を答申する。また、設置許可

後においても、原子力安全委員会が規制行政庁の行う安全規制活動を監視・監査している。

原子力安全委員会は、平成11年の(株)ジェー・シー・オーのウラン加工工場における臨界事故(以下、ウラン加工工場臨界事故という。)を受け、平成12年1月「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針」を決定した。同委員会は、この決定を基に、安全確保の向上のための諸施策を実施するとともに、緊急課題に対する所要の対応を行い、我が国における原子力の安全確保活動の一層の向上に努めてきた。

平成16年9月に至り、同委員会は、近年の安全確保に係る状況を踏まえると、安全規制の更なる充実を図る新たな段階に来ていると考えられるとして、新たな当面の施策の基本方針を定めた。この新しい「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針」では、まず、我が国における原子力の安全確保は、原子力活動に伴うリスクを十分低く抑えることを基本とし、多重防護の原則の適用や品質保証の徹底等が図られてきたが、こうした方向を一層推進することが我が国の原子力安全確保活動の基本と考えられるとしている。しかし、平成16年8月9日の関西電力(株)美浜発電所3号機2次系配管破損事故(以下、美浜3号機事故という。)において11名の死傷者が発生したことは、原子炉建屋の外とはいえ、原子炉運転中に死傷者が発生した我が国初の事態で、極めて残念かつ憂慮されるべき事態であったとし、さらに、全ての原子力関係者は、死傷事故が発生したことを重く受け止め、この事故から得られる教訓を安全確保活動に十分に活かさなければならないとしている。その上で、現行の安全確保活動:諸活動の質の向上・充実強化、将来を見通した活動:安全規制システムの一層の高度化、安全確保の基盤強化、を基軸として、当面3年程度を念頭に取り組む事項及び長期的な視点に立ち着実に検討を進めるべき課題を示している。なお、同委員会は、今後の安全研究の進め方についても審議を重ね、平成16年6月に「原子力の重点安全研究計画」を取りまとめている。

なお、防護対策については、現行の原子力長期計画において、国際的に指摘されている核物質の不法移転や核拡散の懸念に対し積極的に取り組んでいくこととしており、原子力委員会はその実施状況について報告を受けてきている。

## (2)規制行政庁

現在の原子力の研究開発利用活動を規制する行政体制は平成13年1月に発足したものである。この体制においては、主として経済産業省原子力安全・保安院及び文部科学省原子力安全課が安全規制行政の実務を担っている。これらの組織においては、安全確保の一義的な責任は事業者にあり、国は国民の負託を受けてその事業活動を規制すること、安全規制は最新の技術的知見を反映した効果的なものであること、安全規制は明確であり、公開されていること、国際動向に主体的に対応すること、を原子力安全規制の理念としている。そして、この理念に基づいて、原子力研究開発利用に係る事業ごとに、その事業のための施設の設計、建設、運転、廃止の各段階における規制を実施している。

なお、平成14年12月には、原子炉等規制法が改正され、規制行政庁に、設置許可後の規制の実施状況を原子力安全委員会へ報告することが義務付けられた。また、原子力安全・保安院においては平成15年10月、文部科学省原子力安全課においては平成16

年2月に、それぞれ省令改正を行い、事業者の品質保証体制及び保守管理活動のチェックを行う新たな規制制度を発足させた。さらに、原子炉施設の定期的評価(以下、定期安全レビューという)の実施についても法的根拠を与え、高経年炉対策の充実の観点から、運転開始後30年を超える炉に関しては高経年化に係る技術評価と長期保全計画の策定を事業者に法令で求めることとした。美浜3号機事故を受け、事業者の2次系配管肉厚管理等の保全管理の充実に向けての取り組み状況の確認を行っている。また、安全規制に関する広聴・広報活動の充実にむけての取組も開始された。

一方、近年、テロに対する不安が国内外で高まっている状況を踏まえて、両省において、原子力施設からの核物質の盗取や原子力施設に対する攻撃によって、国民の生命、身体、財産が脅かされないよう、国際的な動向を踏まえ、所要の体制整備等を含めて、防護対策を積極的に充実していく方針としている。

### (3) 事業者

事業者においては、近年発生している事故や不正問題の深い反省にたつて、法令遵守、品質保証体制の改善、情報公開等に取り組んでいる。例えば、関西電力(株)、日本原燃(株)、東京電力(株)における取り組み状況は次のとおりである。

平成16年8月に発生した美浜3号機事故については、原子力安全・保安院により同年9月にそれまでの調査に基づき、「二次系配管の減肉管理ミス」によって、「要管理箇所が当初の管理リストから欠落し、かつ、事故に至るまで修正できなかったこと」にあることが明らかになった、等とする中間とりまとめが行われた。これに対して、関西電力(株)は、同月、当面の対策等を公表し、5名の尊い命が失われ、6名の方が重傷を負われる極めて重大な事故であることを踏まえ、引き続き不適切な管理実態の再確認、分析・評価及び根本原因の解明など、徹底的な原因究明を進め、品質保証体制の確立、労働安全衛生マネジメントシステムの導入、高経年化への対応等、「組織」や「人」の視点も含め、再発防止対策の徹底等を図ることとしている。

日本原燃(株)は、平成13年7月に発生した使用済燃料受入れ・貯蔵施設のプール水漏えいに関して、過去の不適切な施工の有無についての総点検と不適切施工の根本原因分析を実施し、点検結果及び補修計画を取りまとめ、平成16年1月には補修作業を完了し、国の使用前検査に合格した。同社は、根本原因分析の結果、設計・建設計画における品質保証上の配慮が十分でなかった等の反省を踏まえ、改善策として トップマネジメント(社長)による品質保証の徹底、再処理事業部の品質マネジメントシステムの改善、品質保証を重視した人員配置と人材育成、協力会社を含めた品質保証活動の徹底等を継続して実施し、これらに併せ、第三者である外部監査機関による監査を実施することとしている。

東京電力(株)は、平成14年8月に判明した自主点検記録の不正記載問題に関して、「『しない風土』と『させない仕組み』の構築」が重要とし、そのために、社外有識者が参加する企業倫理委員会の設置等、企業倫理遵守の徹底、社長直属の原子力品質監査部を設置する等、現場を重視した的確な業務遂行のための環境整備を行い、再発防止と信頼回復に向けて継続的に取り組んでいる。また、同社は今後の重点課題として、安全最優先の事業運営による「信頼回復」を第一に、品質管理の徹底、改善の諸活動に取

組む、原子力発電の持つメリットを生かす発電所運営を可能にするような規制環境の整備を国、関係機関の協力を得て実現する、長期にわたる安定した運転を通じ、地域と原子力発電所との共生を図ることにより、高経年化対策やサイクル関連事業の推進など今後の課題解決の基盤を強固なものとすることを挙げている。

### 3. 新計画における安全の確保に係る基本的考え方

#### 3.1 はじめに

多くの原子力施設は大量の放射性物質やエネルギーを高い密度で内包している。したがって、原子力の研究、開発及び利用の活動を進めていくためには、原子力施設の安全が確保されていること、すなわち、こうした施設のリスクが十分小さく抑制されていること、そして、そのための活動が誠実に実施されていることが当該施設の立地地域の住民をはじめとする国民に正確に理解されていることが、大前提として必要である。

したがって、この安全確保の第一義的責任を負っている事業者は、原子力施設を設計・建設・運転・廃止する際には、そこで働く人々や立地地域の住民に与える健康影響リスクを分析・評価し、これを十分小さく抑制するための対策を的確に計画・実行する必要がある。

これに対して、国は、原子力施設による災害は発生すれば公衆に大きな影響を与えることが懸念されるから、事業が実施される前の段階において、事業者の使用する施設が災害の防止上支障がないかどうかを安全基準に基づいて審査するとともに、その施設における安全確保活動を規定した保安規定が災害の防止上十分であることを確認する責任を有している。さらに、国は、事業が実施されている段階において、事業者の保安規定の遵守状況等を定期的に検査し、その結果に基づいて是正を勧告・命令するなどの規制活動を行う責任も有している。

また、国及び事業者には、こうした活動を的確に実行していることを立地地域の住民を含む国民に説明し、相互理解を深めることが求められる。すなわち、食の安全分野等においても重要性が指摘され、実施されているリスクコミュニケーション活動を原子力分野において効果的に行うことも国及び事業者の責任である。

原子炉等規制法に基づく原子力安全に関する国の規制活動の体系は、他の分野の活動に対する安全規制活動の体系と比較して「強い規制」の体系とされている。しかしながら、ウラン加工工場臨界事故は、この体系のもとでの国と事業者の取組の問題点を明らかにした。そこで、国は、事業者の保安規定の遵守状況の検査等を内容とする原子炉等規制法の改正、原子力災害対策特別措置法の制定、原子力安全委員会の事務局機能の強化等を行った。さらに、事業者に対して、経営トップから現場の作業者に至る全てのレベルにおいて安全確保を最優先することができる組織文化、すなわち「安全文化」を組織に定着させ、一人一人が安全確保の最前線にいるとの自覚と責任感をもって業務に当たることができる組織を実現するために最善の努力を行うことを求めた。

1999年度に始まる最近5年間を見ると、国内の原子力発電所において国際原子力事象評価尺度(INES)の評価でレベル2以上の異常事象は発生していない。しかしながら、この間において事業者における不正行為を契機とした一連の点検で発見された事象や、品質保証体制及び保守管理システムが十分に機能していないことに起因して発生した事

故もしくは事象は、当該事業者の安全確保に対する姿勢・活動に問題があることを明らかにし、事業者に対する国民の信頼を喪失させた。そこで、事業者は多数のプラントを長期にわたり停止せざるを得なくなり、原子力発電所の稼働率が大幅に低下した。そして、このことから原子力に関わる人々は、事業者の安全確保活動や国によるその規制活動に対する国民の信頼が得られないと、事業者が原子力施設を計画どおりに利用できないのみならず、国民が原子力発電に期待しているエネルギーセキュリティや地球温暖化対策への貢献といった公益も損なわれることを学んだ。これらに対し、国は前述のとおり、再び安全規制体系の見直しを行い、事業者の品質保証体制及び保守管理活動をチェックする新たな規制制度を整備し、内閣府におかれた原子力安全委員会が規制行政庁の行う安全規制の実施状況を厳しく監視・監査する体制を確立した。

こうした現状を踏まえ、原子力委員会は、事業者に対しては今後整備された新しい制度の意図するところを実現するための取組を充実し、取り組み状況に対する評価を踏まえて改良改善を図っていくことを期待する。また、規制行政庁においては法律の定めるところに従い、原子力安全委員会の監視・監査の下で新しい制度を定着化させていくべきである。以下にはその際に留意すべき点を課題として示す。

### 3.2 事業者の課題

#### <安全確保活動の最優先>

事業者は、保有する原子力施設の安全確保について第一義的責任を有していて、立地地域の住民や施設で働く人々の安全確保のために必要な業務を誠実に遂行することが求められている。このため、事業者は安全基準にしたがって、安全確保活動を最も効果的な方法で計画・実施し、その結果について見直し、更に改善すべき点が無いかどうかを必要に応じて外部の有識者の意見も踏まえて検討することにより、常により効果的な安全確保活動を行うように努力していかなければならない。

これを可能にするためには、まず、管理する経営層(トップマネジメント)が協力会社を含む組織全体において「安全確保活動を最優先」する価値体系を確立する必要がある。これにより組織全体において安全文化を確立することが可能となる。

#### <労働災害への対応>

また、原子力事業所における原子力災害以外の災害の発生も、当該事業者における原子力安全を確保する活動の欠陥の結果と理解されるため、地域社会の不安感を増大させる。そこで事業者は、美浜3号機事故の反省を踏まえ、原子力安全のみならず、労働安全衛生や環境安全といった、施設で働く人々や公衆に対する多種多様なリスクの管理活動も、適正な品質保証活動のもとで正しく実施していくべきである。

#### <リスク管理と情報の共有>

安全を確保することの多くは様々な要因によるリスクを十分低いレベルに管理することであるから、定量的に査定できるリスクについては、その低減対策の立案・評価にリスク分析結果を活用することが有用である。この分析には、原子力施設を構成するシステム・設備・機器の故障や関連するヒューマンエラー(誤操作)の発生率に関する情報が必要であるから、事業者は、原子力発電に関する情報公開ライブラリーを活用するとともに、これらのデータベースを充実していくべきである。

### < 地域社会への情報公開と広聴・広報活動 >

事業者は、主にこのようなリスク管理活動である安全確保活動に関して、積極的に広聴・広報活動を行うことによって地域社会との相互理解を図る活動、すなわちリスクコミュニケーション活動を一層充実する必要がある。この活動や、情報公開の徹底、原子力施設の安全かつ安定な運転実績によって、原子力発電所等で働く人々及び公衆の安全確保に係る活動が適切に行われているという信頼感が高められ、ひいては地域社会の「安心」の醸成につながるからである。

### < 安全確保に係る外部からの評価 >

我が国の原子力に関わる人々は、一つの事故や事象によって、事業者に対する信頼が瞬時に失われ、その回復には崩れた積み木をゼロから積み直すに似た長期にわたる相互理解活動が必要になることを何度となく経験してきた。これらの事故や故障は、安全文化が組織全体に十分醸成されていれば、その発生を未然に防止できた可能性が高い。したがって、原子力施設を管理する経営層は、この経験を踏まえて、作業者と管理者の安全に対する意識レベル、作業環境、活動の計画・実行・評価過程を観察・測定するなどして組織の安全文化の劣化の兆候を早期に見出し、その是正に努めることが肝要である。このため、国際原子力機関(IAEA)のOSART(運転管理調査チーム)、世界原子力発電事業者協会(WANO)のピアレビュー(専門家による相互評価)、さらには新設の「日本原子力技術協会(仮称)」によって、事業者の品質保証体制及び保守管理活動を評価する活動等を一層効果的に活用していくことが期待される。

## 3.3 国の課題

### < 効果的・効率的な安全規制への取組 >

国の原子力行政組織は、原子力研究、開発と利用を行うに当たっては安全の確保が大前提であることを深く認識しつつ、相互に緊密な連携をとり、自らの任務を誠実に実行して、国民の負託に応えていく必要がある。

原子力技術の現状を踏まえれば、国は、安全基準の制定、安全基準に基づくダブルチェックを行う安全審査による事業許可、設計及び工事の方法の認可、使用前検査、保安規定の認可等の事前的対応と、これらの事前段階における申請内容が適切に履行されていることを検査等によって確認し、必要に応じて是正を求める「強い規制」の体系を今後とも維持していくべきである。この場合、規制活動は国民の安全の確保を目的として事業者の事業の進め方を制限するものであることから、国は、このための判断基準である安全基準や検査の方法を安全の確保という目的達成の観点から最も適切なものとすることはもちろんのこと、行政資源を効率的に運用し、効果的なものとする必要がある。

そこで、国は、内外の標準・規格策定組織の策定する標準や規格を活用し、安全基準や検査方法の内容に常に最新の科学的知見を反映するとともに、運転中における点検技術や非破壊検査技術等の技術の高度化に適切に対応する一方、検査を行う専門家の育成と教育訓練を充実し、効果的で高い品質の検査等が行われるようにすることが適切である。事業者による定期事業者検査の実施体制を審査する定期安全管理審査においては、重大な不適合事項があると判断される場合は重点的な審査が追加され、良好である

場合には基本審査にとどめるといふ、事業者の高い水準の自主保安活動を促す効果を有する方式が採用されている。このような方式は、他の検査等にも適用可能と考えられるので、今後その適用範囲の拡大も早期に検討されることが望まれる。

さらに、安全確保活動の多くがリスク管理活動であることを踏まえれば、こうした規制の設計や適時適切な評価に、利用できるリスク情報を活用していくことが効果的である。既に若干の規制対象についてはこのことが行われており、今後、この活用範囲を一層広汎にしていくとしていることは適切である。

#### < 地域社会、国民への説明責任 >

原子力安全規制活動は、国民の負託によって行われているのであるから、それが科学的合理性のある明確なルールに基づいていることや事業者の安全確保活動の品質を正しく把握する観点から効果的に行われていることを、地域社会を含む国民に説明し、意見交換を行うことが望ましい。その際、全ての情報を適宜適切に提供するとともに、国民の不安や疑問の声に真摯に耳を傾け、それらに的確に応えるものであることが肝要である。このような広聴・広報活動を通じて国民との相互理解を深めるリスクコミュニケーション活動を充実・強化していくことが、規制行政活動に対する国民の信頼感を高め、立地地域を中心とした「安心」の醸成につながるからである。規制行政庁は、そのことを専らの業務とする部署を整備し始めているので、今後はこうした部署も活用して、状況に応じてあるいは地域社会の要請も踏まえつつ、規制行為の経緯と結果についての相互理解の促進を図っていくべきである。

#### < 地方自治体との情報交換 >

また、地方自治体は、災害から住民の生命、身体、財産を保護することに関する責務等を有することから、事業者の安全確保活動やそれに対する国の規制活動が必要十分な水準に維持されているかどうかについて、事故・故障発生時だけでなく平時から把握することに努めている。地方自治体は、災害時には国や関係市町村等と連携し、住民の安全を最前線で確保する責務も担っている。このため、国の規制機関は地方自治体に対して各種の判断基準やその解釈・適用の具体例など専門的な観点から適切な情報提供を積極的に行うことと、これらの制定改訂に地方自治体の意見等を積極的に求め、情報交換や共通理解を深めることが重要であり、そのための方策や仕組みのあり方について検討していくことが望ましい。

#### < 安全規制への最新の科学的知見の反映 >

また、国は、安全規制に常に最新の科学的合理性及び技術的知見を反映させるとともに安全確保に必要な科学技術的基盤を高い水準に維持するため、原子力安全委員会の「原子力の重点安全研究計画」を踏まえつつ、内外の関係機関と連携を図り、人材、知識、施設に関わる研究基盤を維持し、安全研究を着実に推進するべきである。そして、これらの成果を国際基準に反映できるように、我が国の専門家が国際機関における国際基準の制定プロセスに十分参加できる環境を整備することが望ましい。こうした国際基準の制定や民間基準の整備には学協会の果たしている役割が大きいので、国は学協会に対してこの観点から適切な役割を付託するなどの取組を強化することが望ましい。

#### < 規制行政組織 >

なお、一連の不正問題を踏まえて、現在の規制行政体制を一つの独立した行政機関が

行う姿に転換することを検討するべきではないか、あるいはこの検討のために、原子力安全規制組織の現在の姿を行政資源の合理的活用という観点から評価すべきという意見が提出されている。もとより、行政組織のあり方は社会情勢の変化を踏まえて不断に見直されるべきである。しかしながら、原子力安全規制行政分野においては、これまで述べてきたとおり、関連法改正が平成14年に行われ、内閣府におかれた原子力安全委員会が規制行政庁の安全規制の実施状況を厳しくチェックする監視・監査体制が抜本的に強化されたところである。また、検査制度についても、事業者による安全という品質の確保活動について厳しくチェックする仕組みが導入されるなど、安全の確保についてより実効性を高めるための方策が平成15年10月から本格的に実施され始めたところである。そこで当面は、さらなる組織改革よりは、こうした改革が全体として有効に機能しているかについて関係者と継続的に意見交換を行い、検証を行うことを継続することが適切である。

### 3.4 国と事業者に通じる課題

#### <高経年化対応>

我が国の原子力発電所では、2010年には運転開始後30年を超えるプラントが20基となるなど、原子力施設の高経年化を踏まえた対策の重要性が一層増している。

米国においては、原子力発電所の運転認可は、運転が認められた時から40年間とされているが、事業者が運転認可更新を規制当局に申請して、審査の結果承認されれば、運転の期間を最長20年間延ばすことが認められている。この審査は、原子炉圧力容器等の安全上重要な静的機器(容器、配管等起動の必要がなく、外からの動力供給などを受けなくてもその機能を果たせる機器)について、経年劣化の管理が正しく行われていること、及び40年を超える運転に対して経年劣化を詳細に評価して、更新した期間まで安全に運転できることの説明を求めるものである。これに対して、我が国は、10年ごとの定期安全レビューに際して、国内外の類似施設における故障、トラブルから得られた教訓や新たに制定された技術基準等を含む最新の知見を事業者が自らの施設に反映するとともに、運転開始後30年を迎える施設については、高経年化に係る技術評価とそれに基づく長期保全計画を策定すべきことを法令化している。そこで、国、研究機関、産業界、学界は共同して、この活動に必要な内外の教訓や知見を分析評価し、必要な研究開発を計画実施し、こうした成果を関係者が効果的に活用できるための環境を充実していくべきである。

#### <原子力防災訓練の継続>

原子力安全の確保のための措置の一つとして重要な原子力防災対策は、ウラン加工工場臨界事故の教訓を踏まえて設備や体制面で充実・強化が図られてきている。万一事故が発生した場合に防災対策が実効性を有するためには、様々なシナリオに基づく防災訓練を実施して、その結果を評価し、対策の改善につなげていく活動を、関係組織において担当者が入れ替わっていくことも踏まえて、怠ることなく繰り返していくことが重要である。国、地方自治体及び事業者は、各所で行われる防災訓練の成果を活用して、効果的に自らの防災計画の改良改善を図っていくべきである。

#### <核物質防護、有事対応>

また、原子力施設や核物質の防護体制については、米国における同時多発テロ発生



等を契機とした近年の国際的な核物質防護強化の動きに対応して引き続き強化されるべきであり、これに向けて原子炉等規制法の改正が検討されている(次期通常国会へ法案提出予定)。併せて、原子力施設や核燃料物質を含む危険物に係るテロ対策についても、武力攻撃事態への対処の際の態勢整備の一環として、危険性の高い放射線源の輸出入管理についてのG8による合意や国際原子力機関が制定した指針が求める防護指針等を踏まえて、国や事業者において更に整備を進めることが計画されている。なお、これらの措置の一環として、枢要な機微情報を非公開にすることが国際約束で求められている。この約束を厳守することは重要であり、そのための制度が整備されるべきであるが、他方で安全確保に係る国民との相互理解を図る観点からは、その制度の意義や非公開とされる情報については、それを非公開とすることが安全確保上有益であることが国民に十分説明されることも極めて重要であることを忘れてはならない。

#### <規制に係るコミュニケーション>

なお、事業活動に係る核燃料物質に汚染された物質や医療分野における放射線利用活動等においては、複数の法的規制の下におかれる場合がある。こうした状況は安全の確保という観点からは問題がないにしても、行政の重畳は行政資源の効率的運用の観点から望ましくなく、さらに被規制者側において重複行政に対応するための負担を増大させる可能性が高い。そこで、国は、事業者の事業遂行の自由度を過度に制限することのないよう常に留意していく必要がある。国と事業者は、事業の現場の実情を踏まえ、これらの規制制度の運用において改良すべき点がないかどうかを学協会の意見を求めるなどの方法をも用いて、適宜意見交換を行いながら検討していくことが重要である。

#### 4. 今後の課題

今後、本策定会議は、安全の確保に係る人材の確保、放射線医療等の現場における法令遵守と技術、安全知識の管理、国及び事業者と国民の双方向コミュニケーションに係る「安心」の議論とNGO等の活用、情報公開における情報の重要性和適時性の関係、安全確保に係る学協会の役割と活用、について必要な施策の方向性を検討していくものとする。

以上

(以下、参考は省略。策定会議のページをご参照ください。)